

社会福祉法人 三幸福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 三幸福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。また、評議員選任・解任委員、会長、顧問の報酬もここで定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。また、本規程でいう会議とは、理事会及び評議員会をいう。

(理事長及び会長の報酬等)

第3条 理事長及び会長には、次により報酬を支給する。

名 称	支給額	その他	備 考
理 事 長 報 酬 等 (月額)	300,000円	実 費	
会 長 報 酬 等 (月額)	100,000円	実 費	

(会議の出席報酬等)

第4条 役員及び評議員等が会議に出席したときは、次により報酬及びその他費用を支給する。

	支給額(日額)	その他
会 議 出 席 報 酬 等	10,000円	実 費

※上記の支給額に源泉所得税を別途加算した額を報酬額（交通費含む）とする。

2 交通費の実費が、報酬支給額を超える場合には、その実費を支払う。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第5条 役員及び評議員等が、会議以外の日において、理事長の命を受けて法人業務に携わった場合、別表1により報酬及びその他費用を支給する。

2 交通費の実費が、報酬支給額を超える場合には、その実費を支払う。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給する。

旅 費	宿泊費（日額）	支給額(日額)	その他
実 費	15,000円	10,000円	実 費

- 2 上記の支給額に源泉所得税を別途加算した額を報酬額とする。
- 3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 6 施設の職員を兼務する役員は、理事長の命により法人業務のため出張する場合に限って適用する。

(評議員選任・解任委員会の出席報酬)

第7条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支給する。また、施設の職員を兼務する評議員選任・解任委員にはこの報酬は支給することができない。

	支給額(日額)	その他
評議員選任・解任委員会の出席報酬等	10,000円	実 費

※上記の支給額に源泉所得税を別途加算した額を報酬額（交通費含む）とする。

(理事長及び会長の退職金)

第8条 理事長及び会長が、15年以上勤務した場合には、退職時点において、別表2により勤続年数にかかわらず、一律定額を支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表 1

名 称	支給額	その他	備 考
理事及び評議員業務報酬等（日額）	10,000円	実 費	
監 事 監 査 報 酬 等（日額）	10,000円	実 費	
顧 問 報 酬 等（日 額）	10,000円	実 費	

※上記の支給額に源泉所得税を別途加算した額を報酬額（交通費含む）とする。

別表 2

名 称	支給額
理事長 退職金	3,000,000円
会 長 退職金	1,700,000円